

原子力安全・保安院指示文書に基づく報告について (放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底(追加指示)に係る報告について)

平成 20 年 7 月 4 日

当社は、平成20年6月18日に原子力安全・保安院に報告した「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底に係る報告」(同日お知らせ済み)に対して、平成20年6月24日に同院から発出された指示文書「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について(追加指示)」に基づき、浜岡原子力発電所における調査結果をとりまとめ、本日(7月4日)、原子力安全・保安院に報告しましたのでお知らせいたします。

[\(6月18日お知らせ資料へのリンク\)](#)

[\(追加指示文書へのリンク\)](#)

追加指示の概要

以下の事項について調査を行い、平成20年7月4日までに原子力安全・保安院に報告すること。

1. 身分を偽って放射線管理区域内で就労している者の有無の確認

- ・身分確認にあたっては、原則として写真付き公的身分証明書の原本を確認すること。
- ・特に、協力企業の従業者の身分確認を行うにあたっては、その証拠書類を原子力事業者が自ら確認すること。
- ・当該確認は、確認対象となる者の全数について行うこと。

2. 再発防止策

- ・同種の事案(※1)の再発防止策として、今後は、放射線管理区域内で就労する者の登録の際の身分確認にあたっては、原子力事業者自らが原則として写真付き公的身分証明書の原本を確認すること。
- ・上記の方法について、原子炉施設保安規定に基づく要領書等に明記すること。

3. 確認不能者についての登録解除等

- ・海外勤務中、療養中等の理由により、平成20年7月4日までに、1. の身分確認ができない者については、その後身分の確認ができるまでの間は、放射線管理区域内への入域を禁止すること。

調査の結果

当社は上記指示文書に基づき調査を行い、その結果を以下のとおり原子力安全・保安院に報告しました。

1. 身分を偽って放射線管理区域内で就労している者の有無の確認

今回、当社は前回(平成20年6月18日)報告した際に身分確認を行った2,243名と、それ以降、平成20年6月26日までに浜岡原子力発電所の放射線管理区域内への立入を許可した者96名について、立入許可申請元から身分確認に使用した写真付き公的身分証明書の原本の写しを提出してもらい、あらためて身分確認を行い、本人確認および生年月日に問題はなく、18歳未満の者が放射線管理区域内で就労していた事案がないことを確認しました。

2. 再発防止策(同種の事案を発生させないための改善)

当社は、浜岡原子力発電所の放射線管理区域内への立入許可を与える際、運転免許証やパスポート等の写真付き公的身分証明書の原本による本人確認および生年月日確認を当社自らが行うこととし、平成20年6月27日より運用を開始しています。

また、本改善策について原子炉施設保安規定に基づく社内指針類に明記しました。

3. 確認不能者についての登録解除等

今回、全員の身分確認ができたことから、登録解除等の対応は必要ありませんでした。

※1 株式会社東芝の3次下請会社の18歳未満の従業者が、労働基準法第62条で就労を禁止されている原子力発電所の放射線管理区域内で作業に従事していた事案。

[\(株式会社東芝の公表資料へのリンク\)](#)

以上